

東日本大震災復興緊急保証 (略称:震災緊急)

【取扱期間 平成23年3月11日～平成24年3月31日まで】

東日本大震災によって、直接被害を受けた中小企業者を始め、被災地との取引関係や風評被害による契約の大量キャンセルの発生等を通じて間接的に被害を受けていると認められる中小企業者についても広く対象とし、通常の事業資金枠とは別枠で、著しい被害を受けた中小企業者の経営安定に必要な資金を助成するために設けられた保証制度です。

東日本大震災復興緊急保証【概要】	
対 象 者	<p>下記のいずれかに該当する方</p> <p>① 特定被災区域内に事業所を有し、当該事業所等に損害を受けたことについて、市区町村長等の証明を受けた中小企業者</p> <p>② 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域内に事業所を有することについて、市区町村長等の証明を受けた中小企業者</p> <p>③ 特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、その住所地を管轄する市区町村長等の証明を受けた方</p> <p>④ 特定被災区域外に事業所を有する中小企業者であって、特定被災区域内の取引先事業者との取引が減少しているため、経営の安定に支障が生じていることについて、その住所地を管轄する市区町村長の認定を受けた中小企業者</p> <p>⑤ 特定被災区域外に事業所を有し、経営の安定に支障が生じていることについて、その住所地を管轄する市区町村長の認定を受けた中小企業者</p> <p>⑥ ①ないし⑤に掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体</p>
保証限度額	<p>2億8千万円（組合 4億8千万円）</p> <p>※一般保証、セーフティネット資金保証とは、別枠。</p>
対象資金	経営の安定に必要な事業資金（事業再建に必要な資金を含む。）
保証期間	10年以内（据置2年以内）
保証料率	0.80%
融資利率	金融機関所定
担保・保証人	（担保）必要に応じて徴求 （保証人）原則、法人代表者以外は不要
備考	責任共有制度対象外
添付資料	対象者① 罹災証明書
	対象者② 警戒区域等の区域に属する事業所の所在地が確認できる書類 （納税証明書、商業登記簿謄本等）
	対象者③④⑤ 東日本大震災復興緊急保証に係る市区町村の認定書

認定要件はP9へ

※ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 業務部 TEL 077(511)1321・1322・1324

5月の保証概況

(単位：百万円・%)

区 分	当 月 中				年 度 累 計			
	件数	金額	対前年同月比		件数	金額	対前年同月比	
			件数	金額			件数	金額
保 証 申 込	776	9,548	91.6	92.7	1,365	15,567	79.5	83.3
保 証 承 諾	682	6,967	90.5	88.6	1,286	14,184	86.8	100.1
保 証 債 務 残 高	—	—	—	—	31,614	310,290	95.4	96.4
代位弁済(元利)	39	336	90.7	69.2	71	723	88.8	71.3

保証申込

5月の保証申込は、件数で対前年同月比91.6%の776件、金額では同92.7%の95億48百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

年度累計は、件数で対前年同月比79.5%の1,365件、金額では同83.3%の155億67百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

保証承諾

5月の保証承諾は、件数で対前年同月比90.5%の682件、金額では同88.6%の69億67百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

年度累計は、件数で対前年同月比86.8%の1,286件、金額では同100.1%の141億84百万円となり、件数は前年実績を下回ったものの、金額は前年実績を上回った。

保証債務残高

5月末の保証債務残高は、件数で対前年同月比95.4%の31,614件、金額では同96.4%の3,102億90百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

代位弁済

5月の代位弁済は、件数で対前年同月比90.7%の39件、金額では同69.2%の3億36百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

年度累計は、件数で対前年同月比88.8%の71件、金額では同71.3%の7億23百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

TOPICS

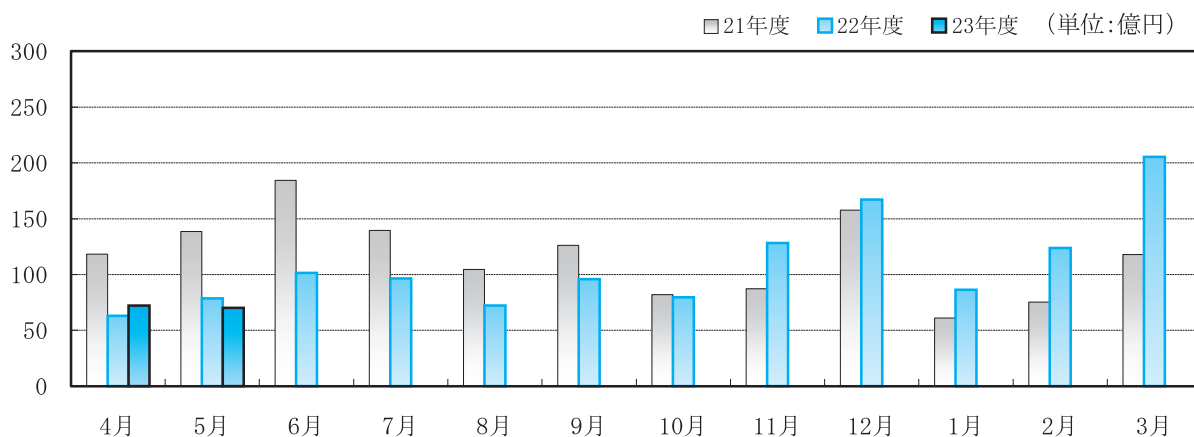
東日本大震災による影響を受けた中小企業者を支援するため、「セーフティネット(5号)保証」に震災関係の要件が追加されたほか、「災害関係保証」、「震災緊急保証」(以上、国の保証制度)、「短期事業資金保証(地震特別枠)」、「滋賀県産業立地促進資金保証(震災特別枠)」及び「緊急経済対策資金保証(新規枠)」(以上、県制度融資の保証制度)など制度の整備ができました。

間接的被害が対象になっている制度には、県内でもたくさんの利用が見込まれ、例えば「震災緊急保証」には5月23日の取扱開始以降、1週間で17件、4億77百万円の保証申込をいただいたところです。

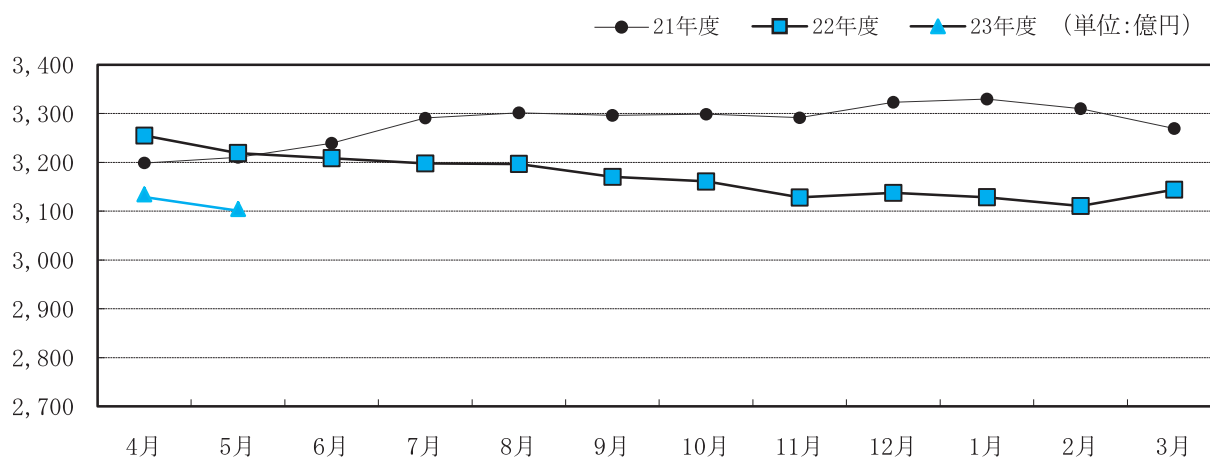
本誌9～10頁に制度の一部を紹介していますのでご参照ください。

各表の金額は欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計欄と一致しないことがあります。

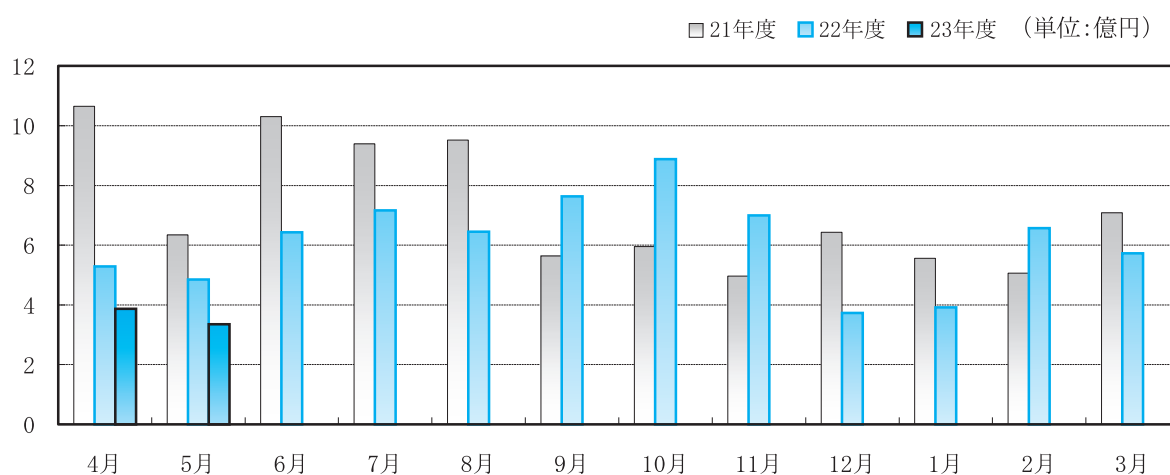
保証承諾の推移



保証債務残高の推移



代位弁済の推移



金融機関別保証状況（平成23年5月）

（単位：百万円・％）

金融機関名	保証承諾					保証債務残高 (A)				代位弁済 (B)			代弁率 B/A
	当月中		年度累計			件数	金額	対前年 同月比	構成比	年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年 同月比					件数	金額	対前年 同月比	
地方銀行	349	3,483	665	7,526	83.9	16,780	169,127	95.5	54.5	45	468	79.7	0.28
滋賀	335	3,341	635	7,278	87.5	15,777	157,797	94.7	50.9	43	458	105.3	0.29
大垣共立	2	11	3	29	17.8	241	3,204	107.1	1.0	0	0	—	—
福井	0	0	1	16	—	34	336	94.9	0.1	0	0	—	—
京都	12	131	26	203	41.3	725	7,768	109.4	2.5	2	10	6.6	0.13
近畿大阪	0	0	0	0	—	3	21	133.0	0.0	0	0	—	—
第二地方銀行	132	1,839	229	3,253	136.8	5,841	66,088	96.8	21.3	11	148	79.7	0.22
関西アーバン	132	1,839	229	3,253	136.8	5,841	66,088	96.8	21.3	11	148	79.7	0.22
信用金庫	167	1,366	322	2,867	127.4	7,460	60,695	98.1	19.6	11	73	32.7	0.12
京都	36	424	58	800	179.6	1,507	16,748	96.1	5.4	3	46	59.4	0.28
湖東	30	196	64	403	87.6	1,441	8,864	95.0	2.9	1	5	79.5	0.06
滋賀中央	67	508	130	1,097	110.7	2,851	21,765	100.6	7.0	7	21	36.5	0.10
長浜	30	214	57	381	131.3	1,391	10,927	98.8	3.5	0	0	—	—
京都中央	4	24	13	186	294.2	267	2,365	98.4	0.8	0	0	—	—
北伊勢上野	0	0	0	0	—	3	26	88.6	0.0	0	0	—	—
信用組合	33	264	68	511	148.5	1,340	9,250	97.4	3.0	4	34	177.3	0.37
滋賀県	33	264	68	511	148.5	1,336	9,202	97.5	3.0	4	34	177.3	0.37
近畿産業	0	0	0	0	—	3	45	90.6	0.0	0	0	—	—
京滋	0	0	0	0	—	1	3	93.4	0.0	0	0	—	—
都市銀行	1	15	2	28	37.3	130	4,127	100.8	1.3	0	0	—	—
みずほ	0	0	1	13	—	30	1,171	116.7	0.4	0	0	—	—
りそな	0	0	0	0	—	23	693	103.8	0.2	0	0	—	—
三菱東京UFJ	0	0	0	0	—	45	1,611	93.7	0.5	0	0	—	—
三井住友	1	15	1	15	300.0	32	653	92.6	0.2	0	0	—	—
政府系金融機関	0	0	0	0	—	63	1,003	88.9	0.3	0	0	—	—
商工組合中央金庫	0	0	0	0	—	61	1,001	90.8	0.3	0	0	—	—
日本政策金融公庫 (旧国民生活金融公庫)	0	0	0	0	—	2	2	65.4	0.0	0	0	—	—
日本政策金融公庫 (旧中小企業金融公庫)	0	0	0	0	—	—	—	—	—	0	0	—	—
農協系金融機関	0	0	0	0	—	0	0	—	—	0	0	—	—
その他の金融機関	0	0	0	0	—	0	0	—	—	0	0	—	—
合計	682	6,967	1,286	14,184	100.1	31,614	310,290	96.4	100.0	71	723	71.3	0.23

制度別保証状況 (平成23年5月)

(単位：百万円・%)

制 度 名	保証承諾					保証債務残高 (A)				代位弁済 (B)			代弁率 B/A	
	当月中		年度累計			件数	金額	対前年 同月比	構成比	年度累計				
	件数	金額	件数	金額	対前年 同月比					件数	金額	対前年 同月比		
一 般 保 証 (うち提携保証)	218	2,275	394	4,009	84.3	7,401	66,769	95.1	21.5	18	85	28.7	0.13	
小口零細企業保証	13	47	34	116	158.1	1,092	2,299	79.5	0.7	2	9	57.5	0.38	
ゴー・アップ	(平成18年度実施)					133	576	49.7	0.2	1	1	—	0.21	
ゴーアップ・ワイド	(平成19年度実施)					86	489	55.8	0.2	1	8	71.5	1.56	
ゴー・アップS	(平成19年度、20年度実施)					361	2,885	61.6	0.9	1	1	24.9	0.03	
エコ・サポート保証	6	31	7	34	128.3	258	872	95.5	0.3	0	0	—	—	
BCP推進保証	0	0	0	0	—	1	39	87.6	0.0	0	0	—	—	
カードローン根保証	72	262	136	520	102.6	1,946	7,389	86.6	2.4	2	6	2279.5	0.08	
当座貸越根保証	11	184	14	234	133.7	156	2,685	86.9	0.9	0	0	—	—	
やくしん保証	0	0	0	0	—	59	1,340	75.5	0.4	0	0	—	—	
商手割引根保証	1	2	1	2	2.4	3	90	236.8	0.0	0	0	—	—	
予約保証	0	0	0	0	—	1	4	89.7	0.0	0	0	—	—	
条件変更対応保証	0	0	0	0	—	0	0	—	—	0	0	—	—	
保険連動制度保証	98	1,344	179	2,647	61.7	8,679	123,616	78.7	39.8	35	546	93.6	0.44	
特別小口保証	1	3	1	3	200.0	7	7	150.6	0.0	0	0	—	—	
海外投資関係保証	0	0	0	0	—	5	167	194.5	0.1	0	0	—	—	
経営安定関連保証 (うち全国緊急保証)	90	1,213	170	2,436	57.3	8,429	116,153	78.9	37.4	32	496	84.9	0.43	
(うち金環借換除く借換保証)	5	152	44	840	19.8	7,775	110,144	78.5	35.5	30	488	93.1	0.44	
(うち金融環境変化対応借換)	35	626	49	952	—	284	3,247	86.1	1.0	0	0	—	—	
経営革新関連保証	0	0	0	0	—	170	656	71.0	0.2	1	5	33.2	0.76	
創業等関連保証	0	0	0	0	—	3	107	64.7	0.0	0	0	—	—	
創業関連保証	2	6	2	6	120.0	30	110	103.5	0.0	1	4	—	3.66	
再挑戦支援保証	0	0	0	0	—	8	39	105.2	0.0	0	0	—	—	
特定社債保証	0	0	0	0	—	1	7	89.4	0.0	0	0	—	—	
流動資産担保融資保証	0	0	0	0	—	78	5,272	74.1	1.7	1	40	—	0.77	
異分野連携新事業分野 開拓関連保証	0	0	0	0	—	20	786	86.9	0.3	0	0	—	—	
地域産業集積関連保証	0	0	0	0	—	5	71	99.5	0.0	0	0	—	—	
金融安定化 特別保証5制度	(平成13年3月31日廃止)					1	148	—	0.1	0	0	—	—	
震災緊急保証	5	122	5	122	—	91	734	60.6	0.2	1	6	—	0.85	
その他	0	0	0	0	—	0	0	—	—	0	0	—	—	
滋賀県制度保証	264	2,825	524	6,631	155.7	10,713	100,366	146.4	32.4	10	67	70.5	0.07	
経営 支援 資金	一 般 枠	5	33	6	36	172.9	971	1,863	53.6	0.6	1	1	37.5	0.05
	小規模企業者枠	15	67	24	94	423.4	578	1,267	87.0	0.4	0	0	—	—
	小規模企業者つなぎ枠	0	0	0	0	—	14	15	117.9	0.0	0	0	—	—
セーフティ ネット 資金	新 規 枠	95	771	198	1,927	80.1	4,733	39,749	120.4	12.8	4	17	109.0	0.04
	(うち経営安定関連保証5号)	7	67	58	698	29.0	3,250	30,236	162.7	9.7	3	10	64.6	0.03
	借 換 枠	98	1,647	213	4,073	354.2	3,379	51,148	229.7	16.5	4	47	88.6	0.09
(うち経営安定関連保証5号)	4	46	63	1,450	126.9	2,318	42,617	412.6	13.7	1	20	—	0.05	
政策 推進 資金	経 営 革 新 枠	2	4	4	21	1050.0	56	1,046	83.3	0.3	0	0	—	—
	特 定 産 業 枠	0	0	0	0	—	18	133	77.3	0.1	0	0	—	—
	再 生 支 援 枠	2	29	2	29	11.4	58	1,486	99.2	0.5	0	0	—	—
	C O 2 排 出 量 削 減 枠	2	18	2	18	—	4	29	—	0.0	0	0	—	—
	B C P 枠	(平成20年3月31日廃止)					1	4	79.5	0.0	0	0	—	—
中 心 市 街 地 枠	(平成20年3月31日廃止)					1	3	67.0	0.0	0	0	—	—	

制 度 名	保証承諾					保証債務残高 (A)				代位弁済 (B)			代弁率 B/A
	当月中		年度累計			件数	金額	対前年 同月比	構成比	年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年 同月比					件数	金額	対前年 同月比	
短期事業 通 常 枠	27	121	45	199	64.8	117	649	97.8	0.2	0	0	—	—
手 形 割 引 枠	0	0	0	0	—	0	0	—	—	0	0	—	—
開業資金 創 業 枠	13	69	21	116	157.8	517	1,514	98.8	0.5	0	0	—	—
成 長 枠	0	0	0	0	—	15	45	71.5	0.0	0	0	—	—
経済振興特 創 造 枠	0	0	0	0	—	2	16	95.3	0.0	0	0	—	—
自 律 枠	0	0	0	0	—	4	27	84.1	0.0	0	0	—	—
原油・原材料高騰 緊急対策資金(新規枠)	(平成21年3月31日廃止)					2	13	72.0	0.0	0	0	—	—
原油・原材料高騰 緊急対策資金(借換枠)	(平成21年3月31日廃止)					2	19	36.2	0.0	0	0	—	—
緊急経済対策資金(新規枠)	0	0	0	0	—	7	33	80.8	0.0	0	0	—	—
緊急経済対策資金(借換枠)	5	67	9	118	2360.0	58	643	355.8	0.2	0	0	—	—
C L O	(平成16年度実施)					0	0	—	—	0	0	—	—
第 2 回 C L O	(平成17年度実施)					0	0	—	—	1	2	14.8	—
若手ベンチャー支援資金	(平成19年3月31日廃止)					1	2	33.8	0.0	0	0	—	—
滋賀の新しい産業づくり 促進 資 金	0	0	0	0	—	39	230	68.9	0.1	0	0	—	—
公害関連2制度	0	0	0	0	—	3	10	59.6	0.0	0	0	—	—
中小企業金融 円滑化促進資金	(平成15年3月31日廃止)					20	213	82.7	0.1	0	0	—	—
特別経済対策資金	(平成15年3月31日廃止)					112	146	38.9	0.1	0	0	—	—
そ の 他	0	0	0	0	—	1	63	87.6	0.0	0	0	—	—
市町小口簡易資金	3	15	9	34	89.5	1,321	2,142	58.9	0.7	3	9	53.1	0.41
その他市町制度保証	0	0	0	0	—	0	0	—	—	0	0	—	—
合 計	682	6,967	1,286	14,184	100.1	31,614	310,290	96.4	100.0	71	723	71.3	0.23

※小口零細企業保証制度は、小口簡易資金、セーフティネット保証、エコ・サポート保証等、他の保証制度と重複して利用される場合がありますので、本表の件数金額数値の単純な合計は、合計欄の数値と合致しません。

※緊急保証は平成23年3月31日で終了となりましたが、3月末までに保証協会受付をした申込については緊急保証の取扱いとなります。

※セーフティネット資金の(うち経営安定関連5号)の数値は、平成23年3月31日までに受付されたものです。

業種別保証状況 (平成23年5月)

(単位: 百万円・%)

業 種 名	保証承諾					保証債務残高 (A)				代位弁済 (B)			代弁率 B/A
	当月中		年度累計			件数	金額	対前年 同月比	構成比	年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年 同月比					件数	金額	対前年 同月比	
製 造 業	104	1,032	217	2,792	100.4	6,087	74,790	96.3	24.0	9	76	26.6	0.10
農 林 漁 業	2	6	3	10	95.2	37	232	93.8	0.1	0	0	—	—
鉱 業	1	50	1	50	—	42	909	87.0	0.3	0	0	—	—
建 設 業	249	2,651	444	4,634	103.9	8,680	79,033	95.2	25.5	28	384	118.8	0.49
卸 売 業	47	565	81	1,215	86.5	2,141	25,780	98.6	8.3	9	114	48.8	0.44
小 売 業	115	904	239	2,089	122.3	5,759	47,986	96.8	15.5	7	69	68.0	0.14
飲 食 店	31	186	61	430	82.5	1,973	12,706	96.6	4.1	1	1	7.7	0.01
運 送 倉 庫 業	15	294	30	553	80.5	1,049	14,871	97.6	4.8	0	0	—	—
サ ー ビ ス 業	99	934	178	1,844	91.2	4,799	39,875	97.5	12.8	16	76	163.1	0.19
不 動 産	17	341	27	555	99.8	964	13,813	94.7	4.5	1	2	—	0.02
そ の 他 の 産 業	2	5	5	12	87.3	83	296	95.5	0.1	0	0	—	—
合 計	682	6,967	1,286	14,184	100.1	31,614	310,290	96.4	100.0	71	723	71.3	0.23

市町別保証状況（平成23年5月）

（単位：百万円・％）

市町名	保証承諾					保証債務残高（A）				代位弁済（B）			代弁率 B/A
	当月中		年度累計			件数	金額	対前年 同月比	構成比	年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年 同月比					件数	金額	対前年 同月比	
大津市	139	1,640	236	2,702	78.5	6,097	61,220	96.7	19.7	16	110	79.0	0.18
彦根市	62	681	112	1,399	147.6	2,868	27,303	98.5	8.8	5	25	19.9	0.09
長浜市	78	769	149	1,383	90.9	3,215	30,667	97.4	9.9	1	5	7.2	0.02
近江八幡市	41	378	78	908	87.0	2,024	19,973	93.2	6.4	16	139	2,324.5	0.69
草津市	59	714	104	1,246	109.9	2,258	22,945	96.6	7.4	1	7	4.0	0.03
守山市	47	392	81	754	193.2	1,426	14,714	101.6	4.7	2	8	5.2	0.05
栗東市	33	498	61	854	126.8	1,412	17,024	97.5	5.5	3	11	16.0	0.06
甲賀市	44	444	81	811	89.9	2,458	22,713	91.1	7.3	7	230	196.1	1.01
野洲市	19	155	41	469	112.9	1,079	10,691	101.8	3.4	1	20	66.9	0.19
湖南市	16	105	41	416	69.7	1,290	14,431	95.3	4.7	2	14	—	0.09
高島市	29	240	67	956	179.7	1,618	15,277	98.3	4.9	2	22	242.8	0.15
東近江市	56	507	120	1,150	79.1	2,946	27,172	94.1	8.8	4	22	323.9	0.08
米原市	11	94	28	331	172.8	848	7,807	97.9	2.5	1	25	22.6	0.32
日野町	9	39	15	173	115.1	467	3,334	86.1	1.1	5	55	—	1.66
竜王町	11	62	16	105	87.8	341	2,854	99.4	0.9	0	0	—	—
愛荘町	10	149	23	253	88.6	608	6,338	97.5	2.0	1	8	—	0.12
豊郷町	4	14	8	27	39.6	206	1,876	93.6	0.6	0	0	—	—
甲良町	7	55	13	125	170.1	231	2,097	101.8	0.7	0	0	—	—
多賀町	7	33	12	124	55.2	222	1,855	93.7	0.6	4	22	—	1.21
合計	682	6,967	1,286	14,184	100.1	31,614	310,290	96.4	100.0	71	723	71.3	0.23

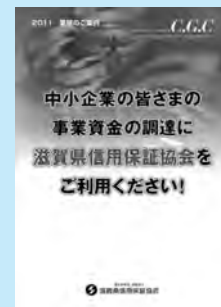
平成23年度版パンフレットを作成しました！

中小企業や関係機関の皆さまへ
のご説明資料として、平成23年度
版のパンフレットを作成いたしま
したので、ぜひご活用ください。

各種信用保証制度のご案内はホ
ームページでも公開しております
ので、ご活用ください。



各種信用保証制度の
ご案内



業務のご案内

市町別小口簡易資金保証状況（平成23年5月）

（単位：百万円・％）

市町名	保証承諾					保証債務残高 (A)				代位弁済 (B)			代弁率 B/A
	当月中		年度累計			件数	金額	対前年 同月比	構成比	年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年 同月比					件数	金額	対前年 同月比	
大津市	1	10	2	13	169.1	304	497	67.6	23.2	2	4	41.0	0.71
彦根市	0	0	0	0	—	72	117	51.5	5.5	0	0	—	—
長浜市	0	0	0	0	—	56	85	58.5	4.0	0	0	—	—
近江八幡市	0	0	0	0	—	75	137	55.3	6.4	0	0	—	—
草津市	0	0	0	0	—	74	130	52.7	6.1	0	0	—	—
守山市	0	0	0	0	—	59	98	51.0	4.6	0	0	—	—
栗東市	0	0	0	0	—	53	91	51.8	4.3	0	0	—	—
甲賀市	1	2	2	9	265.7	178	271	61.0	12.7	0	0	—	—
野洲市	0	0	0	0	—	58	92	50.9	4.3	0	0	—	—
湖南市	0	0	1	2	—	30	37	39.5	1.7	0	0	—	—
高島市	0	0	0	0	—	61	98	53.4	4.6	0	0	—	—
東近江市	0	0	2	6	87.0	160	278	70.8	13.0	1	5	—	1.90
米原市	0	0	0	0	—	21	32	47.9	1.5	0	0	—	—
日野町	1	3	2	4	350.0	61	98	59.3	4.6	0	0	—	—
竜王町	0	0	0	0	—	22	21	36.2	1.0	0	0	—	—
愛荘町	0	0	0	0	—	19	22	58.0	1.0	0	0	—	—
豊郷町	0	0	0	0	—	0	0	—	—	0	0	—	—
甲良町	0	0	0	0	—	9	16	94.5	0.7	0	0	—	—
多賀町	0	0	0	0	—	9	22	88.6	1.0	0	0	—	—
合計	3	15	9	34	89.5	1,321	2,142	58.9	100.0	3	9	53.1	0.41

サマー・エコスタイル実施中です！！

東日本大震災による電力供給の低下や地球温暖化抑止のため、5月23日（月）～9月30日（金）の間、「サマー・エコスタイル」を実施しています。実施期間中、適温冷房を徹底するとともに、役職員は「ノー上着、ノーネクタイ」の軽装で執務しておりますので、当協会へご来協の皆さまもどうぞ軽装でお越しください。ご理解とご協力をお願いいたします。

東日本大震災復興緊急保証の中小企業者認定要件について

(1) 特定被災区域内の事業者

- (イ) 震災の発生後の最近3か月間の売上高または販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期に比して10%以上減少していること。
- (ロ) 震災の発生後の最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。

(2) 特定被災区域外の事業者

①申請者が、特定被災区域において事業を行っている東日本大震災発生前からの取引先事業者が東日本大震災に起因する店舗の閉鎖、事業活動の縮小等を実施しており、次のいずれかに該当する方。

- (イ) 申込事業者が特定被災区域内の事業者と取引があり、震災の発生後の最近3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少していること。
- (ロ) 申込事業者が特定被災区域内の事業者と取引があり、震災の発生後の最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。

②申請者が、東日本大震災に起因する、特定被災区域内の消費者の需要の減少、特定被災区域外の取引先事業者の事業活動の停止等、取引先からの契約解除等、又はイベント自粛により、次のいずれかに該当する方。

- (イ) 震災の発生後の最近3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少していること。
- (ロ) 震災の発生後の最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

※制度内容については、P1をご参照ください。

セーフティネット保証5号のモニタリング制度導入について

東日本大震災以後、業況悪化が懸念される中小企業への資金繰り支援とともに期中における経営支援が重要視されています。特にセーフティネット保証5号を利用された方に対して期中支援を強化するため、平成23年6月1日保証申込受付分からモニタリング制度が導入されます。これは、信用保証協会と金融機関との連携の強化により、適切な期中支援を行なって中小企業者の業況改善を支援するものです。

金融機関の皆様には、半年毎に業況報告書を保証協会まで提出していただくこととなりますので、ご協力をお願いします。

概 要													
対象者	平成23年6月1日以降にセーフティネット保証5号の保証を利用した中小企業者。 ※ただし、新規の保証金額が1,250万円以下（小規模企業を対象とした特別小口保証の限度額と同等の額）のもの、または保証期間が1年以内の方については、報告対象から除外となります。												
業況報告書提出について	取扱金融機関が、貸付実行後、半年に一度（保証時の初回の半期の報告を除く）、保証協会に対して保証利用者を訪問等した上で、訪問頻度、直近の月商の増減傾向等の内容を把握し、業況報告書を作成、提出していただきます。 ※対象となる保証が完済するまで業況報告書の提出が必要です。 ※業況報告書の提出がない場合、代位弁済時に「理由書」の提出が必要です。												
業況報告書の提出時期について	モニタリング期間は上半期（4月～9月）と下半期（10月～3月）の定期とし、上半期の報告書は10月～11月末までに、下半期の報告書は4月～5月末までに提出していただきます。 なお、初回の報告は不要とし、次の半期を第1回目のモニタリング期間とするため、貸付実行後、半年超から約1年後のタイミングで業況報告書を提出、以降は半年毎の報告となります。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【例1】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>貸付実行日</td> <td>: 平成23年6月30日</td> </tr> <tr> <td>モニタリング期間</td> <td>: 平成23年10月～平成24年3月</td> </tr> <tr> <td>業況報告書提出期限</td> <td>: 平成24年5月末まで</td> </tr> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>【例2】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>貸付実行日</td> <td>: 平成24年4月1日</td> </tr> <tr> <td>モニタリング期間</td> <td>: 平成24年10月～平成25年3月</td> </tr> <tr> <td>業況報告書提出期限</td> <td>: 平成25年5月末まで</td> </tr> </table> </div> </div>	貸付実行日	: 平成23年6月30日	モニタリング期間	: 平成23年10月～平成24年3月	業況報告書提出期限	: 平成24年5月末まで	貸付実行日	: 平成24年4月1日	モニタリング期間	: 平成24年10月～平成25年3月	業況報告書提出期限	: 平成25年5月末まで
貸付実行日	: 平成23年6月30日												
モニタリング期間	: 平成23年10月～平成24年3月												
業況報告書提出期限	: 平成24年5月末まで												
貸付実行日	: 平成24年4月1日												
モニタリング期間	: 平成24年10月～平成25年3月												
業況報告書提出期限	: 平成25年5月末まで												

滋賀県制度融資の改正等について

東日本大震災で影響を受けている中小企業者支援策として、平成 23 年 5 月 25 日から新たに融資枠が追加になりました。

■短期事業資金保証（地震特別枠）**新 設**

対 象 者	次の要件に該当する中小企業者（※原則として直近 2 期平均の経常利益が 1,000 万円以下である方に限ります。）、協同組合等。 東日本大震災の発生後、最近 3 ヶ月の売上高が、前年同期に比して 5%以上減少していること。 ただし、当該震災の発生後、最近 3 ヶ月の売上高が確定していない場合は、最近 1 ヶ月の売上高が前年同期に比べて 20%以上減少しており、かつその後 2 ヶ月間を含む 3 ヶ月間の売上高が前年同期に比べて 20%以上減少することが見込まれること。
資 金 使 途	商品の仕入れ、代金決済、従業員の給与等に要する運転資金
保 証 限 度 額	1,500 万円
保 証 期 間	1 年以内
保 証 料 率	年 0.45%~1.90%
融 資 利 率	年 1.70%
担 保 ・ 保 証 人	(担保) 必要に応じて徴求 (保証人) 法人は代表者、ほか必要に応じて
備 考	・責任共有制度対象 ・中小企業会計割引あり

■滋賀県産業立地促進資金保証（震災特別枠）**新 設**

対 象 者	県内において、新たに 1,000 ㎡以上の土地を取得（貸借を含む）し、工場・研究所を新設または増設する東日本大震災で直接、間接的に被害を受けた中小企業者および協同組合 ○業種：製造業（日本標準産業分類中分類 09~32）
資 金 使 途	設備資金
保 証 限 度 額	2 億円（土地取得：1 億円） ※対象経費の 100%を融資対象（一般枠は対象経費の 60%以内）
保 証 期 間	10 年以内（据置 2 年以内）
保 証 料 率	年 0.45%~1.90%
融 資 利 率	年 1.30%
担 保 ・ 保 証 人	(担保) 有担保 (保証人) 原則、連帯保証人 1 名以上
備 考	・責任共有制度対象 ・中小企業会計割引あり

■緊急経済対策資金保証（新規枠）**融 資 対 象 者 追 加**

東日本大震災の被災地域の事業者に対し売掛債権等を有しており、その回収が困難と認められる方が新たに融資対象者として追加されました。

対 象 者	セーフティネット資金保証（新規枠）の融資対象者ではない方であって、次の①~③のいずれかに該当する中小企業者（原則として直近 2 期平均の経常利益が 1,000 万円以下の方に限りませ）、組合等 ① 最近 3 ヶ月間の売上高が前年同期、前々年または 3 年前と比べて 5%以上減少している方。 ② 直近決算期における売上総利益または営業利益が前年、前々年または 3 年前と比べて 5%以上減少している方。 ③ 東日本大震災の被災地域の事業者に対し、50 万円以上の売掛金債権または前渡金返還請求権を有しており、その回収が困難と認められる方。
対 象 資 金	経済環境の悪化による売上や利益の減少に対処して、経営の安定を図るための設備資金および運転資金
保 証 限 度 額	5,000 万円 ※融資対象者③は、売掛金債権等の額の範囲内
保 証 期 間	運転 7 年以内（据置 1 年以内） 設備 7 年以内（据置 1 年以内）
保 証 料 率	年 0.45%~1.90%
融 資 利 率	年 1.55%
担 保 ・ 保 証 人	(担保) 必要に応じて徴求 (保証人) 原則、法人代表者以外は不要
備 考	・責任共有制度対象 ・中小企業会計割引あり

電算システム移行に関するお願い

平成 23 年 7 月 19 日（火）に当協会の電算システムを共同システムへ移行することにして
います。つきましては、下記の点にご留意いただきますようお願いいたします。

1 信用保証書の訂正の取り扱い

現行システムで発行した保証書の内容を、新システム下で訂正することはできませんので、
信用保証書の記載内容をしっかり確認したうえで実行いただきますようお願いいたします。

※訂正する必要が生じた場合は、保証書を取下げし、保証申込受付からやり直すことになります。

2 移行日をまたぐ保証付融資の取り扱い

(1) 調査中（保証申込受付～信用保証書未発行）の状態にある案件の取り扱い

現行システムで調査中のものは、新システムで信用保証書を発行できません。審
査上の理由等により保証書発行が、移行日をまたぐ案件については一旦取下げし、
新システムで再受付することになります。7月に資金需要のある案件は不足書類等の
ないようご注意ください、早目のお申込をお願いいたします。

(2) 未実行（信用保証書発行～貸付未実行）の状態にある案件の取り扱い

現行のシステムで保証書を発行し、新システムで貸付実行報告を待っている状態
のものを指します。異なるシステム下での未実行データを最小限にとどめエラーの
発生をおさえるため、保証書発行に際しては、貸付実行日等をお客様とよくご相談
いただき、保証書の発行後、貸付実行までの期間が長期化しないようにご協力をお
願いいたします。

3 精算保証料の取り扱い

保証料の計算期間は「貸付実行日～保証期日」ですが、現行システムでは、保証料を
一旦「信用保証書発行日～保証期日」で仮計算して徴求した後、貸付報告書受領後に「貸
付実行日～保証期日」で再計算しています。この時、「信用保証書発行日」と「貸付実行
日」に一定以上の乖離があって、仮計算の結果とずれが生じた場合には精算保証料とし
てお返ししています。

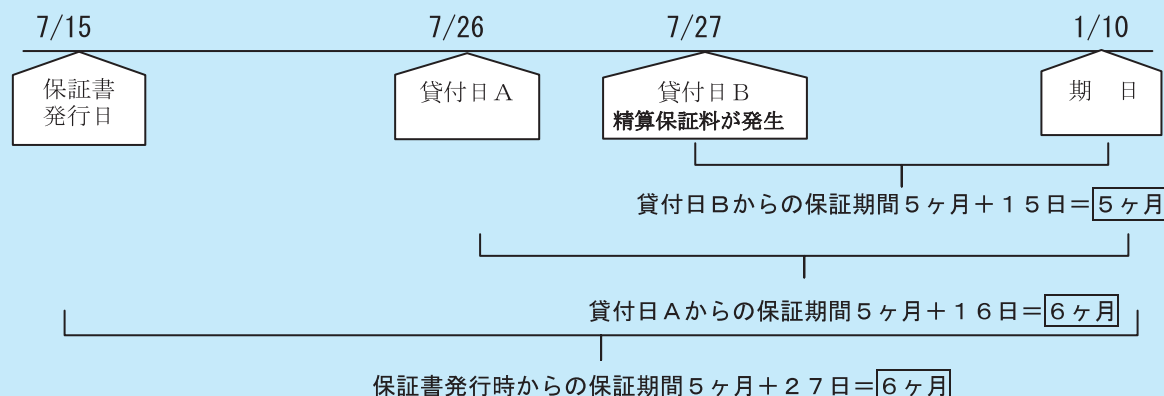
新システムではこうした精算を行わなくなるため、現行システムで保証書を発行し、
新システム稼働後に貸付実行されるものについては、精算保証料が発生しない範囲で貸
付実行していただく必要があります。

当協会では移行後の混乱を避ける意味から、システム移行を前に、精算保証料の発生
を完全になくしていただくようお願いしています。

保証書発行後の速やかな貸付実行にご協力いただきますようお願いいたします。

【例】保証書発行日7月15日、期日1月10日の場合

現行システムでは、1ヵ月を16日以上で計算(15捨16入)しますので、貸付日がBの場合に
1ヵ月分の精算保証料(保証料の戻し)が発生します。



現行システム最終日の保証書発行

平成 23 年 7 月 15 日（金）の信用保証書発行は、移行作業の関係から、午前中で終了させていただきますのでご了承ください。

法人決算書の提出について

平成 23 年 7 月 19 日から OCR（スキャナーによる自動読取）を導入します。

迅速な保証審査による中小企業者へのサービス向上のため、OCR を利用した財務諸表登録システムを導入致します。お客様の決算書の写しを提出いただく際には、迅速かつ正確な読取りのため、下記のとおりご協力をお願いします。

決算書は原本からコピー（A4 片面）をおとりください。

コピー（ファクシミリ送信を含む）を繰返した決算書は正確に読取れません。

鮮明で歪みがないようお願いします。

A 4 片面でコピーしてください。両面印刷はお避けください。

書込みやチェック等がない決算書を提出してください。

書込みやチェック等があると正確に読取りができません。

決算書の写しはダブルクリップなどで留めて提出してください。

ホチキス留めは行わないでください。

ファクシミリ送信は避けてください。

※ 至急案件でやむを得ずファクシミリ送信される場合は、特に斜めに送信されないようご注意ください。

◇ スキャナーで読取る帳票 ◇

- ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 販売費及び一般管理費
- ・ 製造原価報告書 ・ 株主資本等変動計算書 ・ 個別注記表

お問い合わせ先 業務部 TEL 077 (511) 1321・1322・1324

《編集・発行》

滋賀県信用保証協会 総合企画部企画課

TEL 077 (511) 1310

<http://www.cgc-shiga.or.jp>

滋賀県信用保証協会

検索

* ご意見、ご感想をお待ちしております。